

津市集会所建築等補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第191号

改正 平成28年3月30日訓第29号
平成29年3月28日訓第23号
平成31年1月25日訓第3号
令和2年3月30日訓第16号
令和4年3月31日訓第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の地域活動の拠点として本市の区域内に存する自治会（以下「自治会」という。）が集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「集会所」とは、自治会がその責任と負担において管理する建築物で住民がその地域においてコミュニティ活動を行うに当たって、会議、集会等の用に供するものをいう。

2 この要綱において「建築等」とは、集会所を新築し、増築し、改装し、若しくは修繕し、又は売買により取得することをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「集会所建築等補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、集会所及びこれに附帯する施設の建築等を行う自治会に対し、当該建築等に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、集会所の建築等により本市から既に補助金その他これに類する交付金の交付を受けた場合において、当該集会所の敷地内で次の表の左欄に掲げる建築等を行うときは、それぞれ同表の中欄に掲げる区分に応じ、前回の建築等を完了した日の属する年度の4月1日から起算して

同表の右欄に掲げる年数を経過していない年度における集会所の建築等については、補助金を交付しない。ただし、集会所のバリアフリー化若しくはトイレの洋式化を目的とする増築、改装若しくは修繕を行うとき、又は災害等により集会所が滅失し、若しくは損傷した場合において市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

| 建築等の区分 | 前回の建築等の区分 | 年数 |
|--------|--|-----|
| 新築又は取得 | 新築又は取得 | 20年 |
| | 増築 | 10年 |
| | 改装又は修繕 | 5年 |
| 増築 | 新築、取得又は増築 | 10年 |
| | 改装又は修繕 | 5年 |
| 改装又は修繕 | 新築又は取得（新築後の経過年数が10年未満の物件を取得した場合） | 10年 |
| | 取得（新築後の経過年数が10年以上の物件を取得した場合）、増築、改装又は修繕 | 5年 |

（補助金の額）

第5条 補助金は、交付対象経費から10万円を控除した額に2分の1を乗じて得た額（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該額）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(1) 新築、増築又は取得の場合 1,000万円

(2) 改装又は修繕の場合 100万円

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、集会所の建築等に係る工事に着手する日の前日とする。ただし、集会所を取得する場合にあっては、当該集会所を取得した日から起算して7日を経過した日とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

(1) 建築確認済証の写し

(2) 集会所の建築等に係る設計図

- (3) 集会所の建築等に係る場所の案内図
- (4) 集会所の建築等に係る工事の請負契約書（軽微な修繕等で契約書を作成しない場合にあつては、見積書）の写し（集会所を取得する場合を除く。）
- (5) 集会所を取得する場合にあつては、当該集会所の取得に係る売買契約書の写し
- (6) 建築等を行う集会所（新築の場合にあつては、新築予定場所）の現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類
（実績の報告）

第8条 補助金の交付を受ける自治会の代表者は、規則第12条の規定により実績報告書（規則第6号様式）を提出する場合にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 集会所の建築等の費用を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 建築等の完了後の集会所の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市集会所建築等補助金交付要綱（平成3年津市訓第13号）、久居市集会所建築等補助金交付要綱（平成2年久居市訓令第11号）、美里村区公民館等（区集会所）新增改築事業補助金交付規則（昭和62年美里村規則第6号）、（香良洲町）区民会館の新築及び増改築助成基準（平成13年12月6日制定）又は集会所建築等補助金交付要綱（平成5年一志町告示第39号）の例による。

附 則（平成28年3月30日訓第29号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日訓第23号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月25日訓第3号）

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓第16号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓第25号）

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市集会所建築等補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。